

審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の11第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：(1) 島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日 (2) 各警察署（浜田警察署を除く）及び広域交番 4週間（隠岐の島警察署及び浦郷警察署は5週間）
申 請 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察署（浜田警察署を除く。）及び広域交番
問 い 合 わ せ 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察署及び広域交番
備 考：

